

くらしのガイド

募集

町営住宅入居者募集

町建設課住宅係 ☎56-80012

募集期限は10月16日(水)です。

■高齢者(60歳以上) 世帯向け

○望羊団地(北4東4)

2DK 1戸(1階)

■一般世帯向け(複数世帯)

○ノースパークタウン(北7西1)

3DK 1戸(3階)

○羊蹄団地(北3東7)

2LDK 2戸(3階)

■一般世帯向け(複数世帯又は單身世帯)

○南6条団地(南6東5) ※浴室・浴槽無し

2DK 1戸
修繕等が完了してからの入居に

町内の各種グループ・サークルの催しなどをお寄せください
※掲載希望月の前月10日までに
企画振興課広報聴係へ要連絡

納税だより

ジャガ太からの伝言

■町税務課 ☎22-1121(代表)

町道民税・軽自動車税のこと(窓口⑧)▷住民税係 ☎56-8003
税金の納付方法、納税相談(窓口⑨)▷納税係 ☎56-8002
固定資産税のこと(窓口⑩)▷資産税係 ☎56-8004

HP www.town.kutchan.hokkaido.jp/town/zeimu/zeimutop.jsp

公的年金からの町道民税の特別徴収

10月からの公的年金特別徴収(引落し)について

■対象者と特別徴収される税額

平成25年4月1日に65歳以上で、前年中の公的年金に係る町道民税額が生じた方は、次の①又は②のとおりとなります。
①平成24年4月2日～平成25年4月1日に65歳になった方
今年10月から公的年金特別徴収が始まります。年税額の半分为2回に分けて(6月・8月納期分)納付書や口座振替で納め(普通徴収)、残りの半分为3回に分けて(10月・12月・2月分)年金から引落し(特別徴収)となります。

②平成24年4月1日以前に65歳になった方
引き続き年金より引落としとなります。今年の2月分年金から引落としされた額と同じ額を4月・6月・8月分年金から引落とし(仮徴収)、年税額から仮徴収の額を差引いた残りの額を3回に分けて(10月・12月・2月分)年金から引落とし(本徴収)となります。

※公的年金より特別徴収される町道民税は公的年金に係る分のみです。公的年金以外の所得に係る町道民税は、公的年金特別徴収とは別に納付書、口座振替又は給与天引きにより納めていただきます。

※次に該当する方は対象となりません。

- ・介護保険料が年金から引落しされていない方
- ・町道民税の引落とし額が公的年金の額を超える方
- ・年金の給付額の年額が18万円未満の方・・・など

■公的年金からの特別徴収の中止

町外へ転出、死亡、所得の修正などにより町道民税額が変更となった場合は、公的年金からの特別徴収は中止となり、普通徴収へ切替えとなります。その場合は、改めて通知します。

■お問い合わせ先 税務課住民税係 ☎56-8003(直通)

※10月31日は町道民税と国民健康保険税第3期の納期限。納め忘れのないようにしましょう!

わんぱくスポーツクラブ 新規会員募集(後期)

親子で楽しく遊んだり、親同士で情報交換をしてみませんか? わんぱくスポーツクラブでは、次のとおり会員を募集していますので、この機会に是非参加してみませんか?

【後期入会式】

■日時/10月11日(金)

■受付/9時50分

■場所/世代交流センター

■会費/月額400円・保険代子

屋内体育施設 利用団体の募集

平成25年度後期(11月～翌4月)屋内体育施設利用調整会議の開催に伴い学校体育館・町総合体育館の利用希望団体を募集します。利用条件を確認のうえ申請書に必要事項を記入し団体名簿を添えて総合体育館事務室に提出して

■申込み先/清水090-6448-5546
(問い合わせ:平日9時～17時)
✉ wanpaku-sc@wanpaku.sakura.ne.jp

※入会時は随時受付中です。

■活動日時/毎週金曜10時～12時

■活動場所/世代交流センター

- 開催日時/平成25年10月11日(金)
- 開催場所/俱知安町総合体育館
- 申請期日/平成25年10月6日(日)
- 申込場所/俱知安町総合体育館
- 利用条件/
- ・スポーツを目的に10名以上で組織する団体
- ・町内に在住し、又は在勤し、若しくは在学するものが組織する団体
- ・責任者として成人が含まれている団体
- ・上記の全ての条件を満たす団体

※申請書は総合体育館にあります。詳しくは☎22-2288にお問い合わせください。

無料個別相談実施中!!(出張可)0120-963-470

(クロー・サヨナラ) 電話受付:8:30-17:30 土日祝・夜間対応可(要予約)

債務整理・払過ぎた借金が返ってくる可能性もあります。
お急ぎ 貸出枠の総量規制による債務整理の増加により金融機関の体力下さい! 払過ぎた借金が返ってこない可能性もあります。

相続遺言 相続放棄・名義変更・生前贈与

WEBサイトこちらから! 俱知安 吉田事務所 検索

俱知安駅徒歩3分! 北洋銀行向かい、はんこ広場2階

吉田聡司法書士・行政書士事務所(俱知安町南1条西1-33)



ひらふ温泉郷

ホテルニセコアルペン

【ご予約・お問合せ】0136-22-1105

●秋の宴会プラン

¥3,500 からで好評承り中!!

15名様以上で幹事様1名無料!!



町民限定! 日帰り温泉半額利用券

・大人 ¥700 → ¥350

・小学生 ¥400 → ¥200

- ※有効期限 2013.10.31
- ※利用時間 13:00～21:00
- ※1枚で4名様迄ご利用になれます。
- ※この広告を切り取ってお持ち下さい。

町専任駐在員の募集

■募集人数／1人

■資格／65歳未満の町内在住者

■勤務内容／町広報紙などの配布、住民異動の実態調査、住民運動の推進、青少年の補導、庁舎内でのデスクワークなど

■雇用期間／平成25年11月1日～平成26年3月31日（以降更新可能）

■報酬／月額105,000円

■保険／社保・雇用保険なし

■その他／広報紙配布時は、土日、祝日も勤務となります。

■募集方法／平成25年10月16日（水）まで、住民課生活安全係にハローワークからの紹介状を添えて履歴書と共に提出。

■申込み・お問い合わせ／町住民課生活安全係 ☎56-80005

後志総合振興局独身寮 住み込み管理人募集

北海道では、俱知安町に所在する後志総合振興局独身寮の管理人を募集しています。

■就業場所／北3条東7丁目1番地 双峰寮（平成7年築）全30室

■勤務形態／

（1）管理人及び業務従事者の2名以上で、住み込みにより寮を管理する。（業務従事者は通可）

（2）実働時間は、6時から23時までのうち13時間程度。

■委託料／月額28万円程度

※業務従事者分含む

■委託期間／平成26年4月1日～平成27年3月31日
（原則1年ごとに更新）

■応募条件／

（1）平成26年4月1日現在で40歳～60歳までの方

（2）心身共に健康であり、寮生と良好な関係を築ける方

■業務内容／施設等の清掃、除雪及び管理・入寮者への食事提供（平日朝夕）その他運営上必要と認められる業務

■募集締切／10月15日（火）

■お問い合わせ・応募先／その他詳細については、インターネットで「後志総合振興局管理人募集」と検索いただくか、北海道総務部総務課公宅管理グループ（☎011-204-5045）までご連絡ください。

開催

特設行政相談所開設

町住民課生活安全係 ☎56-80005

このような相談はありませんか？
・道路がでこぼこになっていて通行できない
・不便な場所に設置されている郵便ポストを移設してほしい
・登記や社会保険について、聞きたいことがある

※10月の行政相談週間にあわせて特設行政相談所を開設します。行政相談委員が、住民の皆さんからの行政に対する苦情や意見・要望等の相談に応じますので、お気軽

にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

■日時／10月19日（土）
13時30分～16時

■場所／公民館研修室

■相談員／

高橋政嗣 ☎22-0829
山品幸子 ☎22-0851

■函館行政評価分室でも常時相談を受け付けています。
「行政苦情110番」
0570-090110

男女平等参画講演会

町総務課総務係 ☎56-80000

■テーマ／高齢社会を元気に生きるために「ひとり」で悩んでいませんか？おしつこのこと

気になる泌尿器科の病気、検査、診断、治療、予防について勉強し、男女が助け合い、高齢社会を元気に生きましょう。

■講師／俱知安厚生病院副院長・泌尿器科主任部長 高木誠次医師

■日時／10月22日（火）
13時30分～15時

■場所／中小企業センター
※参加料無料

俱知安中学校 第1回定期演奏会

俱知安中学校吹奏楽部「第1回定期演奏会」が開催されます。

■日時／10月6日（日）

■時間／開場：13時

■開演：13時30分

■会場／公民館大ホール

周知

野犬掃討を実施

町環境対策課地域衛生係 ☎56-80008

人や他の動物への危害防止のため、野犬掃討（放たれている犬も対象）を実施します。

■日時／10月1日（火）～12月30日（月）

愛犬が対象にならないよう、次のことを守りましょう。

①放し飼いや、逃げ出せる環境で犬を飼育しない。

②散歩の際は必ずリードを装着する。

③犬の登録、狂犬病予防注射を行い、登録鑑札票、予防注射済票を首輪につける。

④犬がいなくなった時はすぐに役場に連絡する。

⑤犬が戻った時の連絡も忘れずに！

パート職員の採用

町総務課総務係 ☎56-80000

新しく9月1日より採用になりました。町民の皆さまどうぞよろしくお願いたします。

太田 美沙子さん（学校給食センターパート配膳員）

重藤 まなみさん（学校給食センターパート調理員）

岡田 明子さん（絵本館パート職員）

柳谷 淳子さん（北児童館児童厚生員）

北海道知事免許 後志（2）第322号 www.ezofuji.jp

（有）マウンテンサイド
宅地建物取引主任者 脇山 潤

皆さんの不動産活用を応援します！
お気軽にご相談ください！

- ★ 土地建物の売却・購入のお手伝い
- ★ 不動産賃貸借のお手伝い

町内南4条西1丁目（そうご電器向い）
0136-22-1234 / info@ezofuji.jp

使い終わった食用油・・・どうしていますか？

無料で処理します。

こぼれない容器に入れてお持ちください
ペットボトルからドラム缶まで運搬可能なもならOKです。

ニセコ運輸 琴平リサイクルセンター
TEL.0136-21-2721

周知

大規模な建築物などに耐震診断の実施が義務化されます

建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、昭和56年5月以前に着工された建築物のうち、不特定多数の方が利用する大規模な建築物などについて、耐震診断の実施とその結果の報告が義務化されます。報告先は、建築基準法の所管行政庁（後志総合振興局建設指導課建築住宅係）です。
*改正法の詳細は国土交通省のHPまで
http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000388.html
*平成25年度耐震対策緊急促進事業交付申請マニュアル（国の直接補助制度）
<http://www.taishin-shien.jp>

■お問い合わせ／
所管行政庁・後志総合振興局建設指導課建築住宅係
☎ 23-1373
町経済部建設課建築係
☎ 56-8012

スクールバスのダイヤ・ルートの一部変更します

寒別橋修繕工事による寒別・豊岡間の町道通行止め（10月1日～）のため、スクールバス3系統（富士見・巽・豊岡方面）のルートとダイヤの一部を変更します。

■変更期間／平成25年10月1日～平成26年3月25日

■ルート・ダイヤの変更内容／
今月の広報折込チラシ（A3版）をご覧ください。

■お問い合わせ／町企画振興課企画係
☎ 56-8001

募集

市民後見人養成研修

羊蹄山麓町村合同で、平成25年度より市民後見人養成研修を開始します。市民後見人とは、一般市民による成年後見人で、認知症・知的・精神障がい等により物事を判断することが難しい方の権利を守るために、本人にかわって財産管理や介護の契約等の法律行為を行います。

■日時／
10月16日（水）、17日（木）、30日（水）、31日（木）
9時～17時30分
*4日間とも出席でき、後見人になる意欲のある方

■場所／倶知安町（予定）
■申込期限／10月9日まで
■お問い合わせ・申し込み／
保健福祉課地域包括支援センター業務係
☎ 23-0100

消費者コーナー
倶知安町消費者協会

特殊詐欺にご注意

未公開株や外国の宝くじ又は通貨などの購入を電話で勧められたことはありませんか。
「火災保険で住宅のリフォームが出来るけれど、火災保険はやっていませんか」「入っていれば手出しをしなくても申請事務など一切してあげますよ。」
「外国の国債を買えば確実に儲けることが出来ます。」
「外国の宝くじの当選確率90数%です。購入手続きのためのお金を振り込んで下さい。」
など、親切そうに声を掛けて来られたことはありませんか。
高齢者だけでなく、若い人もつだまされた等の被害も多く出ているようです。私たちの計り知れない詐欺がこれからも出てくる可能性が考えられます。「甘い言葉（話）だなあ」と思ったら、ゆっくり考える時間をとり、相談できる人、もしくは消費者相談などに一声かけてから決めましょう。
■消費生活相談室（公民館1階団体室）
■月・水・金曜日 10時～15時 ☎ 23-1522
▲相談室不在で緊急の時は
☎ 22-2389 又は ☎ 22-2101（荒野）へ

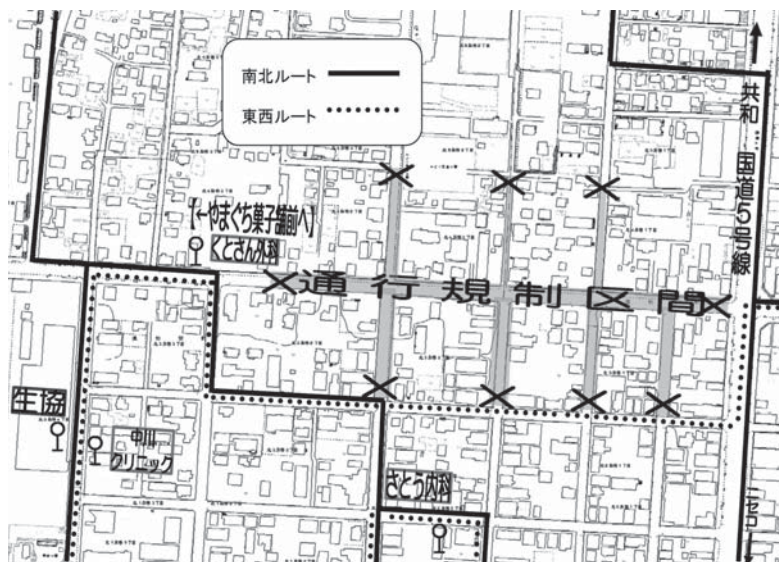
じゃがりん号ニュース

金比羅祭期間中、ルートの一部を変更します。

10月9日（水）～11日（金）の3日間、通行規制されますので、下図のとおりルートの一部変更します。

●「くとさん外科」停留所は“やまぐち菓子舗”（現在の場所から30mほど西側）に停車します。

●ダイヤに変更はありません。



土地と住まいのご相談は

—— 親切 第 ——

北海道知事免許 後志（10）165号

ニセコ不動産

TEL 044-0051

☎ 22-0200(代表)

倶知安町北1条西1丁目21 FAX 23-3800

HPアドレス <http://nisekohoudousan.jimdo.com>

屋根工事・板金工事・防水工事

お見積無料！ 屋根・外壁リフォーム等ご相談ください

⑤後志金属工業株式会社

代表取締役社長 西村 富英

虻田郡倶知安町北2条東1丁目3番地

TEL 0136-22-0406 / FAX 0136-23-3188

おたんじょう
おめでとう

佐々木 琉海ちゃん (父 雄也 母 友紀乃)	北 6 東 2
福田 芙美香ちゃん (父 孝史 母 明日香)	北 4 東 8
山階 龍淳ちゃん (父 淳雄 母 可南子)	
星野 哲大ちゃん (父 雅彦 母 美紀)	北 3 東 7
近藤 いちはちゃん (父 佳孝 母 沙織)	
村上 晴仁ちゃん (父 孝輝 母 ひとみ)	北 3 東 7
青柳 孝太ちゃん (父 圭太 母 愛美)	字八幡
池田 夏蓮ちゃん (父 拓朗 母 歩未)	
佐藤 和心ちゃん (父 純司 母 香)	字岩尾別
山本 瑞来ちゃん (父 秀則 母 奈緒)	南 4 東 4
畠山 結菜ちゃん (父 佳久 母 由里)	北 6 西 5
田口 輝ちゃん (父 裕章 母 典子)	字八幡
橋 星菜乃ちゃん (父 和明 母 彩香)	南 2 西 2
長澤 瑛翔ちゃん (父 亮慰 母 理恵)	北 6 西 4

ごめいふくをお祈りします

遠藤 文子さん (88)	南 3 西 2
納田 忠さん (84)	字樺山
前田 ひささん (83)	南 4 西 2
中山 秀雄さん (71)	北 7 西 2
斉藤 和男さん (72)	南 4 東 5
加藤 國雄さん (94)	北 1 西 2
浦田 千夏さん (37)	字岩尾別
新田 富夫さん (61)	北 6 西 4
東 明雄さん (78)	北 4 東 10
夏目 信二さん (88)	北 3 東 5

9月12日(木)までに住民課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き 平成 25 年 8 月末現在		
人	口	15,432 人(前月比 11)
男		7,721 人(前月比 4)
女		7,711 人(前月比 7)
世帯数		7,586 世帯(前月比 9)
うち外国籍住民		290 人(前月比 2)

全道秋の火災予防運動 統一標語：「消すまでは 心の警報 ON のまま」

消防署からのお知らせ

秋の火災予防運動が10月15日(10月30日の間、実施されます。これからの季節は日に日に寒さが厳しくなり、空気が乾燥してきます。家庭や職場でストーブ等を使用することと思いますが、ちよつとした不注意などから火災が発生しやすくなりますので十分注意しましょう。

住宅用火災警報器を設置していない家庭は住宅用火災警報器を設置しましょう。

火の用心をお願いします。

8 月末までの災害出動状況

	平成 25 年	平成 24 年
火災	8(0) 件	10(0) 件
救急	528(65) 件	511(78) 件
救助	14(2) 件	21(0) 件
その他	71(8) 件	56(11) 件
※年累計(月累計)		

『倶知安町警察署 & 倶知安町防犯協会』からのお知らせです。

主な事件

- ▽事務所荒らしの発生
事務所内からパソコン等が盗まれる事件が発生しました。
- ▽盗難事件の発生
町内のパチンコ店内において、現金等が入った財布が盗まれる事件が発生しました。
- ▽さい銭ねらいの発生
神社のさい銭箱から現金が盗まれる事件が発生しました。
- 交通事故
▽8月4日、国道の交差点において、前方不注意により信号待ちで停止中の前車に追突する事故が発生しました。
- ▽8月21日、町道の交差点において、左方の安全不確認により左方から直進中の車両と衝突する事故が発生しました。

8 月末までの
町内交通事故発生状況

	平成 25 年	平成 24 年
人身	26 件	34 件
物損	380 件	330 件
死者	0 名	0 件

養育費の支払額の決め方



倶知安ひまわり
基金法律事務所
弁護士大沼 邦匡
☎ 21-6228
✉ kunimasa.ohnuma
@plum.plala.or.jp

今日は相談料が無料です

未成年の子がいる夫婦が離婚する場合に決める事柄として養育費があります。養育費を定めなくても離婚届は受理されますが、養育費が子供の権利であることからすれば、親の義務として養育費は定めなければならないと思います。

養育費の支払額は、夫婦間で協議して決めてもらうのが原則です。協議がまとまったら書面を作成してください。まとまらない場合には、家庭裁判所に養育費請求の調停を申し立てて裁判所で話し合うことになります。それでもまとまらない場合には、裁判所が支払額を決めます。

養育費の支払額は、夫婦双方の収入、子供の人数、子供の年齢等によって算定されます。家庭裁判所では養育費算定表が資料として使用されており、この養育費算定表を見れば養育費の支払額の相場が分かります。もっとも、養育費算定表は目安にすぎませんので、具体的な事情によって支払額は変動します。

このように養育費の支払額は夫婦双方の収入等によって算定されますので、失職等で収入が減少した場合には養育費を減額することができます。逆に、昇進等で収入が増加した場合には養育費を増額することもできます。養育費の減額・増額についても夫婦間で協議をしてもらい、まとまらない場合には、家庭裁判所に養育費の減額・増額の調停を申し立て、それでもまとまらない場合には、裁判所が支払額を決めます。

養育費の問題でお悩みの方は、ご相談に来ていただきたいと思います。

むらかみ整骨院

労災・交通事故・各種健康保険が使えます
スポーツ等のケガ・むち打ち症でお悩みの方

診療時間

午前 8:30分～11:30分 水曜・土曜 午前診療
午後 2:00分～ 7:00分 日曜・祝日 休診
北 4 条 東 2 丁目 厚生病院となり TEL 0136-23-4141

原因のはっきりわかるケガ等に各種の健康保険が適応します

住宅改修については当社までお気軽に！
ドクターホンダのお助けメニュー

水道を修理したい
トイレの便器を取り替えたい
ボイラーの調子が悪い
トイレを水洗にしたい
水廻りをリモデルをしたい



ガラスを修理したい
風除室を玄関につけたい
サッシ・ドアを取替えたい
網戸を張替えたい
シャッター・カーレージを直したい

家を快適にしたいとお考えの方、当社にご相談下さい。

0136-22-0436

本田興業株式会社